

(仮称) 熊本市公契約条例 (素案)

ご意見に基づき修正した箇所を次ページに掲載しています。

(仮称)熊本市公契約条例(素案) 新旧対照表

NO	修正前(旧)	修正後(新)
	P4 条例素案 第9条	
1	市長等は、予定価格等を算出するに当たっては、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図るため、合理的な積算を基礎とするものとする。	市長等は、 <u>公契約の適正な履行及び労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格等を算出するものとする。</u>

(仮称) 熊本市公契約条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、公契約の基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、市民に提供されるサービスの質の向上、適正な労働環境の整備及び事業者等の社会的評価の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。
ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を事業者又はアに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者
- (4) 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- (5) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、事業者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、次に掲げる基本理念に基づき行われるものとする。

- (1) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (2) 公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること。
- (3) 市内に本社又は本店を有する事業者等の振興に資すること。
- (4) 公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進しなければならない。

2 市は、公契約に係る業務に携わる事業者等及び労働者に対し、この条例の目的及び基本理念を周知するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者としての社会的な責任を有していることを踏まえ、公契約について、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、基本理念にのっとり、当該事業者等が雇用し、又は派遣する労働者の適正な労働環境の整備に関する法令を遵守するとともに、当該労働環境の整備のために必要な取組を推進するよう努めなければならない。

（相互の協力等）

第6条 市及び事業者等は、この条例の目的を達成するため、相互に協力し、情報共有、意見交換その他の必要な取組を推進するよう努めるものとする。

（取組方針）

第7条 市は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するための取組方針を定めるものとする。

2 前項の取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための必要な事項を定めるものとする。

（適正な労働環境の整備等に関する誓約等）

第8条 事業者は、別に定めるところにより、市長等（市長及び公営企業管理者をいう。次条において同じ。）に対し、当該事業者が雇用する労働者の適正な労働環境の整備及び下請負者等と締結する契約の適正化に関する事項について誓約するとともに、当該誓約の内容を当該労働者に通知しなければならない。

（適正な予定価格等の算出）

第9条 市長等は、公契約の適正な履行及び労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格等を算出するものとする。

（指定管理者制度における取扱い）

第10条 市は、公の施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244

条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるときは、この条例の趣旨を踏まえ、
公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に
定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。